



いっね!!南房総の教育①

千葉県木更津市貝渕3-13-34

TEL 0438(25)1311

FAX 0438(22)4302

発行責任者 所長 五十嵐 信昭



所長訪問・計画訪問に代えて

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、長期間、ウイルスともに生きていかねばならない状況の中、各学校では、感染防止に配慮しつつ、子どもたちの学びの保障のために、日々、多大なるご努力をされておりますことに対し、心より敬意を表します。

去る6月5日に文部科学省初等中等教育局から、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージ」が発表され、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育課程の見直し等のための基本的な考え方が示されました。ICTの最大限の活用や授業における学習活動の重点化、複数年度を見通した教育課程編成を含め、特例的措置を活用した教育課程の見直し等により、学校ならではの学びを最大限に確保していくことが求められています。

各学校には、引き続き大きな負担をおかけすることとなりますが、全教職員の英知を結集して、柔軟な発想で子どもたちの学習を保障するために力を尽くしていただけますようお願い申し上げます。

さて、このような学校現場の状況を踏まえ、令和2年度の所長訪問、指導室計画訪問を中止といたしました。例年、各該当校を訪問して3課室から様々お願いをさせていただいておりましたが、本年度は、その内容を、本事務所だよりに掲載させていただきます。お忙しい中とは存じますが、校内研修の資料としてご活用いただければ幸いです。何卒、よろしくお願い申し上げます。

南房総教育事務所 所長 五十嵐 信昭

総務課

適正な事務手続きの推進



☆給与や旅費の支払いは、日々の手続きから！

出勤簿、服務整理簿、特殊業務手当実績簿、旅行命令簿等の記載に基づいて、給与や旅費が支払われますので、記入漏れや遅延がないよう、その都度処理をお願いします。また、報告どおり支給されているか、明細の確認をお願いします。

☆現金を学校に保管しない！

各種の徴収金は、「保護者から預かっている大切なお金」ですので、取扱規定やマニュアルに則り、適正な事務処理を行ってください。また、会計事故防止のために、現金を収納した場合は速やかに金融機関に入金をお願いします。

☆「扶養手当、住居手当、通勤手当」の認定手続きは、事実発生日から15日以内に！

新たな受給事由の発生や変更・取り消しが生じた場合、15日以内に関係書類を添えて届け出ないと、手当が支給されない月が生じる原因となりますのでご注意ください。また、共済組合員証の変更にも関係してきますので、事前に事務担当者に相談をお願いします。

《懲戒処分事例》

令和2年3月18日決定

(1) 被処分者 男性教諭 28歳 (2) 所属 習志野市立中学校 (3) 処分内容 免職

【事故概要】

当該教諭は、平成28年12月頃から令和元年9月上旬までの間、学年室及び職員室のロッカーに保管されていた、顧問をする部活動の生徒から集金したユニフォーム代等、後援会等から渡された部活動援助費及び、習志野市教育研究会算数数学部会予算の一部の計640,000円を着服した。

このことは、令和2年2月14日(金)午後1時25分頃、県教育委員会に教諭が着服しているとの匿名の電話が入り、同17日(月)午後7時頃、校長が教諭に対し、事情を確認したところ、事実を認めたことから発覚した。